

## 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
<p>国自安第 75号            国自貨第 79号            国自整第 69号            平成21年9月29日            一部改正 平成21年11月20日            一部改正 平成22年12月15日            一部改正 平成23年 3月31日            一部改正 平成24年 3月28日            一部改正 平成25年 9月17日            一部改正 平成26年 3月 4日            一部改正 平成26年12月25日            一部改正 平成29年 1月13日            一部改正 平成30年 3月30日            一部改正 令和元年10月31日            一部改正 令和 2年11月18日  <u>一部改正 令和 3年 5月28日</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿            関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿            各地方運輸局自動車技術安全部長 殿            沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局安全政策課長            自動車交通局貨物課長            自動車交通局技術安全部整備課長</p>	<p>国自安第 75号            国自貨第 79号            国自整第 69号            平成21年9月29日            一部改正 平成21年11月20日            一部改正 平成22年12月15日            一部改正 平成23年 3月31日            一部改正 平成24年 3月28日            一部改正 平成25年 9月17日            一部改正 平成26年 3月 4日            一部改正 平成26年12月25日            一部改正 平成29年 1月13日            一部改正 平成30年 3月30日            一部改正 令和元年10月31日            一部改正 令和 2年11月18日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿            関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿            各地方運輸局自動車技術安全部長 殿            沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局安全政策課長            自動車交通局貨物課長            自動車交通局技術安全部整備課長</p>

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

記

1～10（略）

附 則（略）

附 則（令和3年5月28日 国自安第17号、国自貨第17号、国自整第48号）

- 1 この通達は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

記

1～10（略）

附 則（略）

（新規）